

第1条（目的）

本規定は、地方独立行政法人府中市病院機構府中市民病院の入院患者の入院患者への面会について必要事項を定め、十分な安全確保・感染拡大防止対策・防犯対策に配慮しつつ、入院患者と家族の交流を図ることで患者の心身の安定に資することを目的とする。

第2条（基本方針）

1. 感染対策などの正当な理由がない限り、入院患者に対する家族等による面会を不当に制限しない。
2. 面会制限を行う場合においても、患者への心身への影響や家族との交流機会に十分配慮し、必要最小限の範囲とする。
3. 面会に関する運用については、感染状況や医療提供体制等を踏まえ、定期的に見直しを行い、院内に掲示をする。

第3条（面会時間および場所）

1. 面会時間は原則として、以下のとおりとする。

【平日、土日祝】 13:00～16:00

なお患者状態や感染症流行状況等により面会時間の変更または制限を行う場合がある。

2. 1回の面会時間 20分以内
3. 面会場所 病室（多床室の場合カーテン内）

第4条（面会者および人数）

1. ご家族（中学生以上）、キーパーソンの方、およびその他患者にとって面会が必要と判断された者
2. 1回3名まで
3. 以下に該当する者は面会を控えること
 - (1) 発熱、咳、咽頭痛等の感染症状がある者
 - (2) 感染症患者との接触歴がある者
 - (3) 不織布マスクの着用が困難な者

第5条（面会における留意事項および感染対策）

面会者は以下の事項を遵守すること。

- (1) 病院が定める面会受付方法や面会時間・人数・面会可能な方・指定された面会場所を守ること
- (2) 病室内での飲食・録音・撮影等については、禁止とする
- (3) 差し入れは、医師の許可を得ること
- (4) 不織布マスクを着用すること
- (5) 病院正面玄関および病室前で手指消毒を行うこと
- (6) 病棟カウンターにて面会申込書に記入すること
- (7) その他、入院患者や職員に対して迷惑となる行為を行わないこと

第6条（面会制限）

1. 以下の場合には、病院は必要最小限の範囲で面会を制限することができる
 - (1) 院内感染の発生または感染拡大の恐れがある場合

(2) 患者の病状や治療上、安静確保が必要な場合

(3) 災害その他病院運営上やむを得ない場合

2. 面会制限を行う場合は、患者および家族等への可能な限り理由を説明する

3. 面会制限中であっても、オンライン面会等の代替手段の活用に努める

第7条（本規定の定期的な見直しについて）

1. 本規定は、少なくとも年1回以上見直しを行うこととする

附則 本規定は令和8年6月1日より施行する